第百五十三条第一項第二号ロ中「三〇〇ミリメートル」を「三百ミリメートル」に改め、同項第三号中「が閉鎖状態でなくなつた場合に可視可聴の」を「には次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める」に改め、同号に次のように加える。

イ　一の鋼製戸が閉鎖状態でなくなつた場合　可視警報装置

ロ　二の鋼製戸が閉鎖状態でなくなつた場合　可視可聴警報装置

第百五十四条第一項中「開口は、十分な大きさのもので」を「出入口は、暴露した甲板より上方に十分な大きさのものを設け」に改め、同条に次の一項を加える。

3　貨物ポンプ室及び貨物圧縮機室には、二の出入口を相互にできる限り離れた位置に設けなければならない。ただし、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合は、この限りでない。

第百六十一条第一項中「の各号」を削り、同項第一号中「一〇リットル」を「十リットル」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　水を供給するポンプは、次に掲げる場所に噴霧するための水噴霧装置に同時に所定の量の水を供給できるものであること。

イ　第四項第一号イからハまでに掲げる場所のうち隣接する二の貨物タンク（船舶の横方向に複数の貨物タンクが配置されている場合には、その複数の貨物タンクを一の貨物タンクとみなす。）と同一区画内にある場所

ロ　第四項第一号ニからチまでに掲げる場所

第百六十一条第一項に次の一号を加える。

三　常時人がいる船楼又は甲板室の囲壁で貨物区域等（貨物区域並びに船倉区域に隣接するコファダム、バラスト区域及び空所並びにこれらの上方の甲板上の場所をいう。以下この款において同じ。）に面している箇所及び第四項第一号トに掲げる場所に噴霧するための水噴霧装置は、二以上のポンプにより水が供給されるものであること。この場合において、一区画室における火災により当該二以上のポンプがすべて作動不能とならないように配置されたものであること。

第百六十一条第四項中「の各号」を削り、同項第一号イ中「及び貨物用の貯蔵容器」を「（第二百二十六条の三第一項に規定する液化天然ガスを燃料として利用するための装置及び貯蔵タンクを含む。ロにおいて同じ。）」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　タンクカバーのうちポンプ、加熱装置、冷却装置その他の暴露した甲板に設置された装置の火災により影響を受けるおそれのある箇所

第百六十一条第四項第一号ハ中「（貨物区域並びに船倉区域に隣接するコファダム、バラスト区域及び空所並びにこれらの上方の甲板上の場所をいう。以下この款において同じ。）」を削り、同号ロの次に次のように加える。

ハ　ポンプ、加熱装置、冷却装置その他の暴露した甲板に設置された装置

ニ　荷役用のマニホルド及び制御用弁

ホ　暴露した急速遮断弁

第百六十一条第四項第一号に次のように加える。

ト　貨物区域に面した場所に設置されている救命艇及び救命いかだ（船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）第六十九条第二項の規定の適用を受ける船舶にあつては、同項の規定により救命艇又は救命いかだに代えて備え付けることとされている救命浮器又は救命浮環）並びに貨物区域に面した招集場所

チ　閉囲されていない貨物ポンプ、貨物圧縮機及び電動機

第百六十二条第二項中「の各号」を削り、同項第一号中「に一以上の消火ホース又はモニター」を「であつて、居住区域に面した場所の両舷にそれぞれ一以上の消火ホース」に改め、同項第四号中「甲板上の」の下に「貨物管装置、荷役用のマニホルド及び冷却装置の」を加え、「単一の」を削る。

第百六十四条第三項中「管海官庁」を「船舶の所在地を管轄する地方運輸局長」に改める。

第百六十五条第一項中「〇・五メガパスカルの圧力を維持」を「直径十九ミリメートルのノズルを取り付けたホースにより同時に〇・五メガパスカル以上の圧力で二条を射水」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「船尾楼前端」を「貨物区域外」に、「に四〇メートルを超えない間隔」を「の送水管が損傷した場合に当該損傷箇所への給水を遮断できる場所に、ポンプの能力等を考慮して船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める間隔（水噴霧装置の送水管にあつては四十メートルを超えない間隔）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　貨物区域を消火するための送水管の配置は、環状でなければならない。ただし、貨物区域外の前方及び後方に設置された消火ポンプに接続する場合は、この限りでない。

第百六十五条の次に次の一条を加える。

（準用規定）

第百六十五条の二　船舶消防設備規則第六十八条第五項から第七項までの規定は、液化ガスばら積船の貨物ポンプ室及び貨物圧縮機室について準用する。この場合において、同令第六十八条の見出し中「タンカーの貨物タンク等」とあるのは「液化ガスばら積船の貨物ポンプ室及び貨物圧縮機室」と、同条第五項から第七項までの規定中「総トン数五百トン以上の油タンカーの貨物ポンプ室」とあるのは「貨物ポンプ室及び貨物圧縮機室」と、同条第六項第一号中「炭化水素ガス濃度連続監視装置」とあるのは「引火性ガス濃度連続監視装置」と読み替えるものとする。

第百六十七条中「規定（」の下に「同令」を、「第六十三条」の下に「の規定」を加え、「（同令第五十三条第一項、第五十四条第一項並びに第五十六条第一項及び第二項の適用にあつては、総トン数二、〇〇〇トン以上の第三種船）」を削る。

第百八十二条第一項中「の各号」を削り、同項第一号に次のただし書を加える。

ただし、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合は、この限りでない。

第百八十二条第一項第三号中「三〇秒」を「三十秒」に改め、同項に次の一号を加える。

五　弁の位置が容易に確認できるものであること。

第百八十二条第二項中「二以上の場所」を「貨物区域の二以上の場所及び船橋」に改める。

第百八十五条に次の一項を加える。

2　摂氏零下百十度未満の貨物を運送する船舶の荷役用のマニホルドの下部には、当該貨物の荷役中、貨物の漏えいによる船体の損傷を防止するための散水装置を設けなければならない。

第百八十六条の次に次の一条を加える。

（試料の採取端）

第百八十六条の二　貨物管に試料の採取端を設ける場合は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一　採取端の位置が容易に確認できるものであること。

二　採取端は、採取容器を適切に固定できるものであつて、かつ、十分な強度を有するものであること。

三　貨物管と採取端の間に、二以上の弁が設けられたものであること。ただし、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合は、この限りでない。

第百九十条第一項中「の各号」を削り、同項第二号中「三〇倍」を「三十倍」に改め、同項第三号中「かつ排気方式」を削り、同項第四号を次のように改める。

四　吸気口及び排気口は、告示で定める基準により設けられていること。

第百九十条第一項第六号中「一三ミリメートル」を「十三ミリメートル」に改め、同項第七号に次のただし書を加える。

ただし、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合は、この限りでない。

第百九十条第一項に次の一号を加える。

八　作動状況を監視できる措置が講じられていること。